ペダル付原動機付自転車に係る軽自動車税の申告と交付申請

ペダル付原動機付自転車を所有している方は、軽自動車税種別割に係る申告を行うとともに、ナンバープレートの交付を受ける必要があります。ペダル付原動機付自転車とは、ペダルおよびモーターを備える車両のうち、次に該当するものです。

・スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
・駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの

これらは一般原動機付自転車または自動車に分類されます。モーターを使用せず、ペダルのみを使用して走行させる場合でも、一般原動機付自転車または自動車としての交通ルールが適用されます。なお、公道を走行する際は次の免許などが必要です。

・一般原動機付自転車などを運転することのできる運転免許証
・ブレーキランプ、ウインカー、バックミラーなどの備え付け
・ナンバープレートの取り付けおよび表示
・自動車損害賠償責任保険（共済）への加入

申告および交付申請をされていない方は、税務住民課税務グループにて手続きをお願いします。

問合せ　税務住民課税務グループ　☎㉒2513

介護福祉士資格取得を支援します

町内に住所を有する18歳以上の方や高校生および追分高等学校生で、介護福祉士養成学校（専門学校など）に就学し、資格取得後に町内の介護事業所に就業する方を対象とした就学資金助成制度があります。

制度を利用するには、町内の介護事業所への就業が条件となっています。事前に各介護事業所へお問い合わせください。

また、安平町と「介護人材の確保に関する包括連携協定」を締結している栗山町立北海道介護福祉学校に就学する際は、安平町自治体推薦入学制度を利用することができます。詳細は健康福祉課介護グループまでお問い合わせください。

雇用に関する問合せ（町内介護事業所）
・社会福祉法人富門華会　☎㉒4646
・社会福祉法人追分あけぼの会　☎㉕2233
・グループホーム安平の郷　☎㉖3301
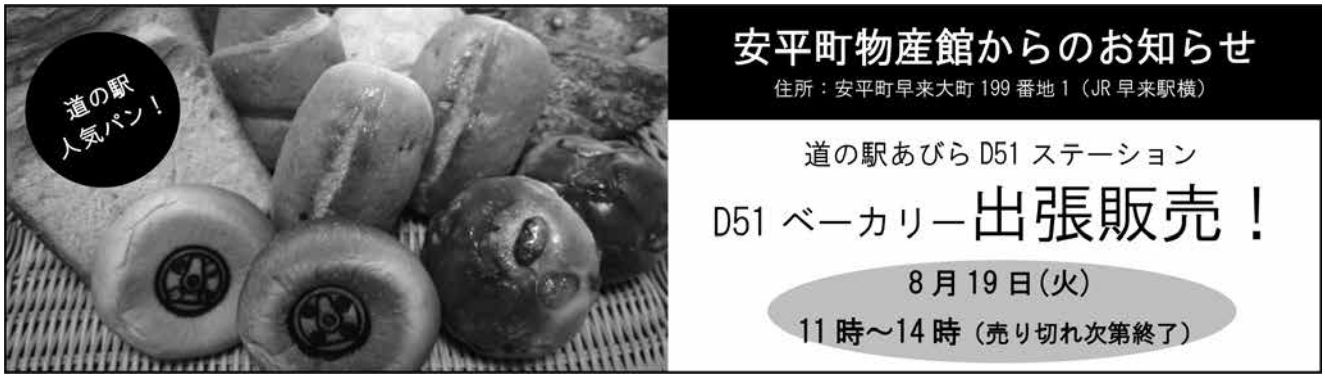
制度に関する問合せ　健康福祉課介護グループ　☎㉙7072